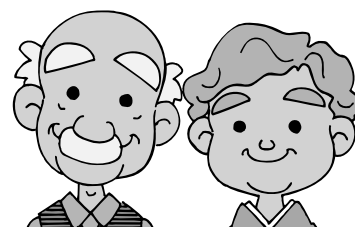


平成 20 年 4 月から
高齢者の方の医療制度が変わります

「老人保健制度」から新しい 「後期高齢者医療制度」へ

現在、75 歳（一定の障害がある人は 65 歳）以上の人は国民健康保険や健康保険などに加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、この老人保健制度は平成 19 年度で廃止され、平成 20 年 4 月からは新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

後期高齢者医療制度の主な内容を紹介します。



	老人保健法による医療制度 (平成 20 年 3 月 31 日まで)	後期高齢者医療制度 (平成 20 年 4 月 1 日から)
運営主体	市町村	県内の全市町村が加入する広域連合
医療保険	国保、健保などの医療保険に加入していることが条件	国保、健保などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入する
対象者	75 歳以上 (一定の障害のある方は 65 歳以上)	75 歳以上 (一定の障害のある方は 65 歳以上)
保険料	加入する医療保険に保険料を支払う (健康保険などの被扶養者は保険料の負担なし)	所得に応じて決められた保険料を被保険者全員が支払う
お医者さんにかかるとき	「健康保険証」と「老人保健医療受給者証」を提示する	「後期高齢者医療被保険者証」を提示する
負担割合	1 割（現役並み所得者は 3 割）	1 割（現役並み所得者は 3 割）

○制度の運営は、広域連合と市町村が協力して行います。

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村は事務のうち、保険料の徴収、被保険者からの申請・届出の受け付けや被保険者証・各種証明書の引渡しなどの窓口業務を行います。

※後期高齢者医療制度についてのお問い合わせ先

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207
 中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112
 大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136
 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0858 - 32 - 1097